

出版物に関する権利検討委員会 第2回 議事録

日時：2013年4月26日（金） 13:00～15:00

場所：小学館一ツ橋センタービル 12階会議室

出席者：明石康範（JEITA）・あんびるやすこ（日本美術著作権連合）・伊藤真（ライツ法律特許事務所 弁護士）・植村八潮（専修大学文学部教授／日本出版学会副会長）・内田豊（日本楽譜出版協会）・大島渡（日本印刷産業連合会）・落合早苗（日本ペンクラブ）・片寄聡（日本書籍出版協会）・幸森軍也（マンガジャパン）・榊原美紀（JEITA／弁護士）・瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）・高須次郎（日本出版者協議会会長）・高橋靖典（日本文藝家協会事務局長）・田中敏隆（日本雑誌協会）・千葉洋嗣（日本漫画家協会）・永井祥一（日本出版インフラセンター専務理事）・長谷川智信（電子出版制作・流通協議会）・星晶広（21世紀のコミック作家の会／弁護士）・細島三喜（日本電子書籍出版社協会）以上 50音順

参考人：桶田大介（弁護士）・金子敏哉（明治大学法学部専任講師）

陪席：柳与志夫（国立国会図書館）

司会：山田健太・委員会副委員長（専修大学文学部教授）

*敬称略

配布資料（別紙）：①「これまでの経緯」

②「出版物の権利のあり方に関する提言」

議事進行

[1]中川勉強会および中山研究会提言の報告

山田氏：第2回の本委員会を始める。初めての方もいらっしゃるので皆様、自己紹介を。

⇒各委員によって自己紹介がなされた

第1回の本委員会のあと、分科会を3回開いた。今回は第2回本委員会である。公開し、議事録も公開する。議事進行は次の通り。

1. 中山研究会提言の概要報告
2. 意見交換
3. 委員会の今後の運営に関して

中川勉強会のまとめが出てからいつのまにか提言がたくさん出ており、著作者も混乱するのではないかと思う。はじめに柳さんより経過を報告していただき、次に一番新しい中山提言について報告を行う。

柳氏：中川勉強会のワーキンググループのまとめ役としてここに出席している。

⇒配布資料①に従って説明がなされた

中川勉強会による著作隣接権設定の提案を法案化するときの運用ルールの策定および法案化の前提としての関係者間の合意形成を目的として平成25年1月に第1回ガイドライン委員会（のちに「出版物に関する権利検討委員会」と名称変更）が開催されたが、その場の出席者の意見により、隣接権の法案化を前提としない、出版社、著作者等に関わる権利問題を論議する場とすることで、委員会の論議を

継続することになったその後2月に経団連から電子出版権設定に関わる別の提言が出され、どうしたら関係者が納得できる案にまとめられるかを、中川座長から知財関連法規の権威である中山信弘先生のグループに検討をお願いした。こうして中山研究会提言が出され、4月に中川勉強会を開催し、中山案を軸に法案化を進めるという結論を得た。資料に追加するが、4月の勉強会后、議員サイドでは議員立法の可能性を残し、衆議院法制局に法案の検討を指示している。また権利問題を含めて広く電子書籍流通の基盤を整備するために、議員連盟設立の準備が進んでいる。

4月の中川勉強会の翌日には下村文科大臣が文化審議会での検討を指示。著作権審議会の中に特別な小委員会を作り、連休明けには第1回の会議が開かれる。中川勉強会としては、法案が遅くとも次の通常国会に上程されることを期待している。

山田氏：ここで2点確認したい。

1点はこの場で法案について話し合う理由だ。新しい権利の必要を出版界は合意したが、法制化の前に著者との問題の解決が必要となって（旧）ガイドライン委員会が発足した。そして経団連案、中山案が出された。委員会としては中山提言を「新しい権利」の議論のベースとして受け止めることにした。

もう1点はこの「出版物に関する権利検討委員会」の意義だ。文化審議会と議員勉強会と中山研究会が力を出し合って新しい法制化へ向かおうとしている。その中川勉強会で、「著者と出版者の間の問題を解決することで法制化に貢献する」という、この委員会の役割が確認された。

では提言の紹介に入る。桶田先生、金子先生、お願いします。今日はなるべく詳しく説明してほしい。

金子氏：（自己紹介に続いて）最初に中山提言の経緯について桶田先生から説明して頂く。

桶田氏：平成23年6月と11月に中川勉強会提言が出されたが、まとまる状況になく、平成24年2月に経団連案が出されるに至って、中川議員から中山先生に「知財法専門のお立場から適切な案を出していただきたい」というお願いがあった。中山先生はナショナルアーカイブにつなげる環境整備の一環として検討するのなら意義があるとお考えになられて、2月から3月にかけてメンバー6人で検討を重ねた。提言は4月4日の中川勉強会に出し、同勉強会の「提言」として採択された。しかし今後さらなる検討を重ねられてゆくものであるから、今日は、現状についてのみ説明する。

金子氏：では内容について説明する。ポイントは、

- * 隣接権ではなく著作者が設定する出版権を拡大する建付けである
- * 提言の①～④のうちの特に④は登録制度を利用して将来、ナショナルアーカイブに権利情報を蓄積し、民間ビジネスでの活用を視野に入れている。現状では著作権者から設定を受けた人が第三者に対して対抗するためには文化庁に登録しなくてはならない。しかしその活用のためには、費用を安くし、手続きの簡素化が必要で、さらに提言②の「サブライセンス可能」が前提だが、実現したなら登録

データベースを見れば誰に許諾を求めればいいかが明白になり、著作物の円滑な利用につながる。

提言は中川勉強会案と経団連案を合わせた内容だが、説明を加えると、

①については、既存の著作権が当然に電子に及ぶものではない。電子配信を著作権の効力の対象とするためには、契約を新しく結ばねばならない。電子と紙は原則として一体として扱うが、「紙のみ」「電子のみ」等での設定を特約で可とする。

②については、現行では著作権の再許諾は不可だが、(提言では)原則として再許諾が可であり、出版者は再許諾のために著作者の許諾を得なくてもよい。もちろん「再許諾不可」という特約をすれば、著作者の許諾が必要になる。電子のみならず紙でも同じである。

③については議論を呼んでいると聞いているが、特約がある場合に限るが、出版者が権利の窓口として機能すべきと著作権者が考えて、③の内容での特約付きの権利が設定されれば、当該版の企業内複製等の利用についても権利が及ぶということである。ここで6人の間では、①を前提に③に拡張するか、あるいは①なしで③のみを選択することができるとするか、の議論があったが、これは今後の検討に委ねるべきとされた。しかし①②③全体のポイントは現行の著作権制度を拡張し、特約によりさまざまな設定を可能にすることにある。

桶田氏：4月4日に提言を出してから受けた質問と答えを紹介する。

質問：著作権の消滅請求や継続出版義務はどうなのか？

答え：消滅請求については検討したが現時点で示すことのできるものはない。継続出版義務は電子の時代になると大幅に変わるだろう。今後の検討課題だ。

質問：出版物には多くのバリエーションがあるが、何を対象に検討したのか？

答え：1冊の単行本が1著作物である、というケースが基本だが、アンソロジーも検討の範囲内。出版物のバリエーションについては文化審議会の議論を待ちたい。

金子氏：提言は、今後、文化審議会で検討されることを前提でまとめたものだ。

[2]意見交換

山田氏：では意見交換に入る。提言の①～③と④は分けて考えよう。まず①～③についての意見を求める。

榊原氏：質問する。①では契約の対象は印刷と電子の両方。③は版面が限定される。①と③の関係は？③のほうが権利として狭いのか？

金子氏：①と③の関係は議論を重ねた。③の具体的な例を挙げる。著者が雑誌にある小説を書き、雑誌に掲載されている版の形式でのみ③の著作権を設定した場合、同じ小説を、別の出版者が単行本化することが可能だ。①は主に「頒布目的」での複製及びこれに対応する配信、すなわち「出版という行為」を権利設定の対象にしている。一方③は、企業内複製等の「出版行為ではない」利用を対象にしている。

③は出版行為でなくとも権利設定が可能ということだ。だから①と③でどちらの権利が広いかわい、という問題ではない。個人的には①についても特定の版面に限定しての、紙あるいは電子での出版に対応する権利設定も可能かと考えている。

榊原氏：①③の違いは「版面か版面でないか」「権利の内容が違う」という、出版権について規定する複製等の利用行為に関わるか否かという理解でよいか？

金子氏：①と③について少し別の整理をすれば、「版面に限定しないか版面に限定するか」「頒布目的の出版か、電子出版か、企業内複製か、といった利用」のそれぞれについて特約の設定が可能ということだ。

大島氏：③の「版面」という言葉が気になる。かつて「版面権」問題があったが、③の「版面」は同じ意味か？③では「版面」より「紙面」を使うべきではないか。

金子氏：その点についても議論した。議論の途中では「版」とも言っていた。雑誌と単行本では「版」が違う。雑誌の「版」の権利は、単行本の「版」には及ばない。しかし法律用語としてうまく詰めきれていない。基本的には、当事者の特約によって「何を指しているか」が特定できればいい。議論ではリフローより紙面をイメージしていたが。

高須氏：①について、著作権法の80条を拡大するという理解でよいか？

金子氏：基本的にそうだ。80条に電子的方法や公衆送信等を付け加えるということだ。

高須氏：③の「再許諾」には複製権センターのコピーも含まれるのか？

金子氏：むしろ③によって複製権センターが集中管理できるようになると考えている。

内田氏：現行では「楽譜」に著作権法上の定義が与えられていない。楽譜についてどれほど理解されているのか。楽譜には次のような特殊性がある。

* 同じ作曲家の同じ作品でも出版者によって全く違う楽譜になる

* 楽譜は著作の単位が「作品」。1冊単位ではなく1頁でも著作物になりうる。

中山提言では楽譜のこの特殊性を保護してくれるのだろうか。私はレコードのように隣接権でなければ楽譜は保護できないと思う。

金子氏：楽譜に関しては、楽曲の著作権者が出版者に出版権を設定するケースは、我々の提言のスキーム内だ。しかし著作権が切れている場合はスキーム外である。現行法でも楽譜の編集に創作性が認められれば「編集著作物」として出版者に著作権が認められるが、誰が作成しても同じに仕上がるものならば隣接権でないと保護できない。しかし楽譜のために隣接権を迫及すれば、他の範囲への保護が分散化する。楽譜に関しては中山提言の範囲ではなく、別の保護の必要性についての議論となる。

あんびる氏：②に関して意見がある。文庫化など著作の再利用に関して、出版者が著作者の許諾なく進められる、とあるが、現状では出版者と著作者の協議に基づいて進めている。今後は協議なし、ということか？文庫化が複数社から申し込まれた場合、刊行先の決定権を出版者がもつのか？

金子氏：再許諾可は、あくまで「特約ない限り」である。文庫化について「両者が合意し

たときのみ」という特約があれば、協議に基づくという現状と変わらない。

あんびる氏：特約に気配りしないで契約にサインすると「再許諾可」になるのか？

金子氏：契約書を読まないでサインすれば「再許諾可」となるかもしれない。しかし契約書面に記載されていない場合にも、黙示の合意として契約内容に出版者による「再許諾可」が許されていないと解されることもありえるであろう。

あんびる氏：現行の契約書も「～とすることができる」など表現が複雑だ。特約は著作者が「自分から言い出す」システム。出版者との関係で、言い出すことのできる著作者とそうでない著作者がいる。若い作家には特約を言い出すことで仕事を失うであろう人もいる。

金子氏：②は原則であり、(個々のケースについて) 例外を挙げれば難しい議論になる。②を原則とすることの是非については、中山研究会の6人で考えるより文化審議会で検討を頂きたいと考えている。

伊藤氏：再許諾に関する実務の現状は「紙に関しては再許諾不可」「電子に関しては再許諾可」というもの。紙・電子ともに「特約により再許諾可」「特約により再許諾不可」がありうるが、この点の議論はどのようなものだったのか。

金子氏：電子出版を主に想定して議論をし、単純化するために「紙・電子とも再許諾可」となった。

桶田氏：提言④の実現につなげるために「再許諾原則可」とした。止めたいときは特約でできる。なお、③をアローンで選択すれば、設定を特定の版に限定できる。

幸森氏：漫画では単行本についてはほぼ契約がなされるが、雑誌への執筆の時点での契約はあまりない。雑誌の出版社での単行本化、電子化、及びサブライセンスが当然になされることになるのか。

金子氏：著作者がそのように合意した場合に雑誌の出版社で単行本化、電子化がされる。「当然」ではない。

幸森氏：雑誌への執筆が始まる時点で、そこまで詳しく契約の話をする時間がない。

桶田氏：話をしなければ(単行本化、電子化は)設定されない。つまり今と変わらない。

瀬尾氏：確認とお願いが1つずつある。まず確認だ。文化審議会で議論をする前提、土台として提言を出したのか？

桶田氏：そうだ

瀬尾氏：ではお願いだ。③は著作権の従来の範囲から踏み出している。③によって、著作者が自由に権利を行使できなくなることにならないか？

金子氏：特約次第となる。

桶田氏：③については、「①を設定した上で③を設定する」のか、「③のみを設定する＝③アドオン」なのか大変議論したが、もし③アドオン型の契約を設定すると、対象となるパッケージ(版面)のみの許諾であるから、その版面以外の出版行為は著作者が可能である。

瀬尾氏：③については多くの著作者が理解できない。だから著作者の立場になって、この特約によって著作者はどのようなマイナスを受けるのか、またその時に著作者と

出版社はどのような利点があるのか、わかりやすく説明する事が必要である。そのような説明がないと判断できないと思うので、是非そのような説明の追加をお願いしたい。

桶田氏：ご指導ありがとうございます。今後の検討に委ねるが、権利設定のいろいろな場合分けをした資料を準備中だ。

伊藤氏：現行の出版権の内容に「原作のまま」という表現あるが、漫画の絵はそのまま吹き出しだけを中国語にするのは「原作のまま」といえるか疑問がある。また、特に電子書籍の場合には、例えば作品を5つに分割して別サーバーにアップし、まとめサイトなどで順に読んでいけるようにすることが考えられるが、この場合に「原作のまま」と言えるか問題となるであろう。現行の出版権の用語についてどう考えたのか？

金子氏：③の「特定の版面に対象を限定」は「原作のまま」に近いかもしれないという議論があった。「原作のまま」が侵害されたときには権利行使できるべきだ。文化審議会でも検討して欲しい。

山田氏：では①～③についての意見交換はここまでとする。中山研究会は著作者団体に対して、わかりやすさを念頭に置いた補完の説明書を早く出して欲しい。①と③の関係、現行法のどの条文を改正するのか、提言に含まれないものは何か、などの説明も欲しい。

では次に④についての意見を求める。

高橋氏：三田誠広副理事長から意見を預かってきている。文藝家協会の管轄では二次使用に関しては問題が多い。提言では、新しい二次使用の実例が出たときに、特約がないという理由で、著作者の許諾なく勝手に進められてしまう可能性があるが、それはだめ。

文藝家協会では許諾の管理作業を実際に行っているが、三田氏は「大手出版社で著作権の管理センターを作るというような著作権集中管理システムのビジョンを作ってほしい。著作権管理の現状は非常に大変。また新しい契約のビジョンを示してくれれば一緒に議論したい」という意見である。また協会の電子書籍出版検討委員会・委員長永江氏からは日頃から「電子化時代ではネットの利用で誰でも作家や出版者になれる。そうした特性とユーザーの感情は尊重されるべきで、自由利用を妨げるようなむやみな逆行はよくない」という意見である。

桶田氏：④はまだ構想の緒につくための段階、出版物と権利情報を結ぶ細い紐を結ぶ段階のものである。著作権管理システムは経費より手間が大変。提言別紙の「ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン」の図中に「著作権者・出版権者から書誌情報データベースへデータ提供」と示してあるが、現在はデータ提供後1ヶ月から1ヶ月半くらいで書誌情報が登録される。この書誌情報に権利情報も乗せていくシステムを考えているが、全体の系は今後の議論だ。議員もナショナル・アーカイブ構想に関心があり、中山研究会の関心もここにある。

二次利用の内容については範囲の限定が難しいが、「著作物がそのままの形で利用

されること」に限定するか。

高橋氏：国会図書館のデータベースでは、現状、同じ名前の著者は区別できていない。生れ年をデータに加えれば区別できるが、生れ年は個人情報。公表するためには文藝家協会の3700人の委託者全員に許諾を取らねばならない。大変な手間。

また二次利用に関しては、教育分野への配慮も必要だ。

桶田氏：区別の困難は理解できる。情報システムは自分の専門分野でもある。教育関係の二次利用に関する議論は（提言とは）別の問題。今後の議論に期待する。

金子氏：著作者あるいは出版者の事情により、利用者が使いづらくなっている側面に関して、著作者と出版者が協力し、利用の円滑化を目指して頂きたい。

[3]委員会に関して

山田氏：次は、この「出版物に関する権利検討委員会」を、今後どう運営していくかだ。

今日の議論をふまえて、今後、法案にどういう要望を乗せていくか、また著作者と出版者の関係改善のために何が必要か、今後も議論できたらと思うが、皆どう考えるか。

田中氏：さきほど議論に出た「版面」という言葉に関してだが、「中間生成物としての版下やポジフィルム所有権は印刷会社にある」という判例はあるが、「版面の所有権が印刷会社にある」ということではない。また、曖昧な校了データなども出版社から協力会社に対しての発注時に成果物と定義すれば問題になることはない。

山田氏：この委員会の分科会でも、電子化の最終版の所有については議論があった。中間生成物についても委員会から提言できればと思う。また著作権管理センターのビジョンについても議論できればと思う。

瀬尾氏：著作者・出版者・印刷会社において、契約の公平性がとれていない。団体、業界ごとにいろいろな契約の型がある。合意に基づいて契約のフェアな雛形を作る必要がある。契約についてのガイドラインを考える必要もある。しかしこの委員会では雛形を作るのは荷が重い。契約については官公庁も重要視している。もし省庁からの声かけがあれば、それに乗って雛形を作り、委員会は後押しをする。今年の前半に（省庁からの）流れがあったら乗りたい。

山田氏：契約は今後さらに重要になる。

高須氏：著作権切れの本を復刻している出版者がある。高額の経費をかけている。しかし著作権法の範囲外とされたために中山提言でも顧慮されていない。復刻は現実にはとても多いので、出版界として議論の必要がある。

長谷川氏：資料2枚目にあるナショナルアーカイブ構想により日本の文化資産を集め後の世代に引き継ぐことは大切なことで構想はとてもいいと思う。

しかしそのナショナルアーカイブ構想については、具体的な組織やミッションがわかりづらい。他国の実例を共有した上で検討したい。権利保護の問題を「個々」ではなく「システム」からフィードバックして考えるという方法もある。アメリ

カには国立公文書管理局、韓国には中央電子図書館があるが、日本には電子コンテンツのための中央図書館はない。どう作っていくか、こういう機会なので情報を共有できればと思います。

植村氏：この委員会がここにあることが素晴らしいことだ。もちろん各著作者団体の代表は大変だ。団体への説明責任があるから。しかし委員会は維持したい。今後、役所のヒアリングもあるだろうが、最初に結論ありきのヒアリングだろう。我々が自ら提言し、法律で権利を担保してほしいと要求できる場をキープしたい。その場にいたい人が集まって意見を言える場所は民間にしか作れない。

千葉氏：自動発生の隣接権から契約ベースにシフトしたことはありがたい。しかし①～③の「特約」について「特約なき限り」とあり、「特約によって打ち消すべき権利」＝「明文化されない権利」が設定されているようだ。明文化されない権利を著作者に説明し、対策をするのは難しいので、双方の約束事については必ず明文化することを前提にして欲しい。

片寄氏：この委員会は有意義な会だ。しかし先ほど「中山研究会は補完の説明書を出して欲しい」との要請があったが、今後の文化庁の議論に中山研究会は責任がない（だから、この先、補完の説明書は出せない）。大切なのはこの委員会の議論が文化庁の議論にどのくらい引き継がれるかだ。誰がそれを監視するのか。中川勉強会、議連、我々委員会か。委員会のこの議論は誰に向けてのものなのか、はっきりさせる必要がある。

高橋氏：文化庁が審議会で何を議題とするのか、文藝家協会に説明していただけるので応じる。これから行く。契約書についても経産省から情報がほしいとの働きかけがあった。

永井氏：この委員会は当初は、法制化後の著者と出版社のトラブル回避のための事前の話し合いの場と理解していたが、その後印刷会社などいろいろなメンバーが参加した。相互の問題の円滑な解決を図ることは法案の補完という意義をもつ。またこれから「著者」が増えてくる。図書コードの申請が月に100件もあり、大半は個人で申請してくる。彼らは著作を外資系のネット通販で売っているが、既存の権利者団体には所属していない。今後権利をめぐるトラブルが起こると予測されるので彼らを含めた対応策を考えてはどうか。

柳氏：文化審議会はもちろん独立した存在で議論は尊重される。しかし文化庁の議論には（この委員会の）意見を反映させていくし、議連の議論にも反映させていく必要がある。中川議員も河村議員も、意見を尊重すると明言している。ただ中川勉強会と議連の関係は調整する必要がある。

山田氏：契約の雛形、法案建付けへの要望、提言の枠外の問題、版の所有権、管理センターのビジョン、ADR。これらが、次回以降、この場で議論してゆくテーマだろうか。

内田氏：1月23日の第1回の委員会までは「隣接権」で進んでいた。2月に経団連案が出て、いとも簡単に今回の提言となった。そういう流れか。

山田氏：そういう流れだ。中山提言を前提として委員会を開いたのだ。

内田氏：腑に落ちない。

山田氏：実態がそうなのだから仕方ない。引き続き議論する。

委員会の名称を「『出版物に関する権利』運用ガイドライン委員会」から「出版物に関する権利検討委員会」に正式に変更したいがご異存ないか。

(会場から異議なしの声)

幸森氏：今日の議事録の公開は、出席者の確認を得てからにして欲しい。

柳氏： 事前に確認を得る。期限までに返送してほしい

瀬尾氏：みなさん、訂正していいのは自分の発言だけです

以上